

令和4年第3回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和4年3月10日（木）午前9時30分～		
2. 場 所	金浦公民館 軽運動室		
3. 委員総数	12名		
4. 出席した委員（12名）	1番 須田貴志	2番 佐藤 直	3番 須藤孝子
	4番 巴 朋之	5番 齋藤勝義	6番 齋藤文男
	7番 佐藤久美子	8番 齋藤久江	9番 森 榮一
	10番 加藤朋光	11番 遠藤 豊	12番 小林 豊
5. 欠席した委員（0名）			
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 議事録署名委員	5番 齋藤勝義	6番 齋藤文男	
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則	副主幹班長 小森俊英	
	主任 館岡里海		
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議		
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【9件】		
報告第5号	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について ・・・【1件】		
議案第7号	農地法第3条の規定による賃借権設定の件について ・・・【1件】		

議案第 8 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について ・・・【 2 件】
議案第 9 号	農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について ・・・【 1 件】
議案第 1 0 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について ・・・【 7 7 件】
◆事務局長	ただ今より、令和 4 年第 3 回農業委員会総会を開催します。 (開会 午前 9 時 3 0 分)
	【 会長挨拶 】
◆事務局長	にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、会長が議長となり議事を進行します。
◇議長	欠席者を報告します。本日は、欠席の届け出はありませんでした。よって、本日の会議は成立いたします。
◇議長	日程第 1 議事録署名委員の指名 5 番 齋藤勝義委員、6 番 齋藤文男委員の両名にお願いいたします。
◇議長	日程第 2 会議書記の指名 会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
◇議長	日程第 3 会期の決定 会期は本日 1 日限りいたします。
◇議長	日程第 4 諸般の報告 特にありません。
◇議長	日程第 5 議案審議 報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について上程します。
◆事務局長	報告第 4 号－ 1 及び 2 は借受人が同一の農業法人ですが、事業を休止するため、それぞれ合意解約するものです。 報告第 4 号－ 3 及び 4 は借受人が同一であり、どちらも経営

規模を縮小するため合意解約するものです。なお、当該地は象潟前川地区ほ場整備事業の計画区域であり、今後、農地中間管理機構をとおして新たに賃貸借される見通しです。

報告第4号－5は、新たに賃借権を設定するため合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第10号－39に上程されています。

報告第4号－6は、新たに賃借権を設定するため合意解約するものです。なお新たな耕作者は決まっていますが、時期は未定です。

報告第4号－7は、借受人が高齢により耕作できなくなったため合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

報告第4号－8は、借受人が経営規模を縮小するため合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

報告第4号－9は、貸渡人が農地を売買して所有権移転するため合意解約するものです。なお所有権移転については議案第8号－2に上程されています。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第4号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に、報告第5号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について上程します。

◆事務局長

農地法施行規則第29条第1号では、自ら耕作する農地の保全・利用増進のため、2アール未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設に転用する場合、農業委員会の許可は不要であり、届出書の提出を要するという旨が規定されています。

今回の届出は、場所は金浦地区の黒川集落東側であり、『にかほ市黒川字三嶽新田■■■■■』の一部に農機具格納庫を設置するものです。2アール未満の農地を自ら耕作するための農業用施設に転用するものであり、許可不要の転用に該当しますので、届出は適性であると判断しています。

◆事務局班長

補足説明します。説明があったとおり、場所は金浦の黒川地区で、ほ場整備事業で整備されたハウス団地の一画です。農業機械を格納するため敷地にコンクリートを敷くものであり、議案書の平面図の斜線部分がハウスの敷地です。その外周と合わせた敷地面積が2アール未満ですので、農業委員会に届出することで、転用が可能になるものです。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第 5 号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に、議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定の件について上程します。

◆事務局長

議案第 7 号については、新たに賃借権を設定するものです。譲受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第 7 号については、許可することに決定します。

次に、議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について上程します。

◆事務局長

議案第 8 号－1 及び 2 は譲渡人が同一であり、高齢のため耕作が困難となったため、それぞれの譲受人への譲渡の申し入れがありました。議案第 8 号－1 は、譲受人の自宅から近く耕作に便利であること、議案第 8 号－2 は、譲受人が経営規模を拡大することからそれぞれ合意を得られ、売買するものです。売買金額は、議案第 8 号－1 は全部で 1 0 万円であり、議案第 8 号－2 は全部で 6 0 0 万円です。譲受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第 8 号については、許可することに決定します。

次に、議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について上程します。

◆事務局長

議案第 9 号については、場所は J R 仁賀保駅から西方向へ約 1 5 0 m の地点であり、土地の表示は『にかほ市平沢字坂ノ下
[REDACTED]』です。地目は『畑』の 1 筆で、面積は 3 1 4 . 6

3 m²です。現況は保全管理農地と判断しています。事業計画書に記載のとおり、申請者は、N T T ドコモが発注する携帯電話基地局鉄塔塗装工事において重機・資材置き場として使用するため一時転用するものです。農地区分は第3種農地と判断されるため、転用は原則許可されます。現地について、由利地域振興局職員及び遠藤豊委員に確認してもらっています。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第9号については、許可することに決定します。

次に、議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定計画が合わせて77件あり、うち賃借権の新規設定が10件、再設定が62件のほか、使用貸借権の新規設定が1件、再設定が4件で、総面積は442,650 m²です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

議案第10号－1から6は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第10号－1から6については、原案どおり承認することに決定します。

〈7番 佐藤久美子委員 退席〉

(午前9時54分)

◆事務局長

議案第10号－7は、賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第10号－7については、原案どおり承認することに決

定します。

〈 7 番 佐藤久美子委員 着席〉

(午前 9 時 5 6 分)

◆ 事務局長

議案第 10 号－8 から 14 は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－15 は、賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－16 から 20 は、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－21 及び 22 は受人が同一であり、21 は賃借権の新設、22 は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－23 は、賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－24 及び 25 は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－26 から 30 は、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－31 から 36 は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－37 は、賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－38 及び 39 は受人が同一であり、どちらも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－40 及び 41 は、どちらも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－42 は、賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－43 から 46 は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 10 号－47 から 52 は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件ならびに受人の経営状況は、議

案に記載のとおりです。

議案第１０号－５３から５５は、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１０号－５６から６０は受人が同一であり、５６は使用貸借権の再設定、５７から６０は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第１０号－８から６０については、原案どおり承認することに決定します。

〈１番 須田貴志委員 退席〉

（午前１０時００分）

◆事務局長

議案第１０号－６１及び６２は受人が同一であり、どちらも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第１０号－６１から６２については、原案どおり承認することに決定します。

〈１番 須田貴志委員 着席〉

（午前１０時０２分）

◆事務局長

議案第１０号－６３から７４は受人が同一であり、いずれも解除条件付き賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１０号－７５から７７は、いずれも農地中間管理事業を利用した賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第１０号－６３から７７については、原案どおり承認することに決定します。

これをもって総会を閉会します。ありがとうございました。
(閉会 午前 10 時 05 分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第 27 条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和 4 年 3 月 10 日

議事録署名委員

総会議長 会 長

委 員 5 番

委 員 6 番